

川崎市市民葬儀を利用する皆さま

川崎市市民葬儀を利用する際には、次の点に御留意くださいますようお願いいたします。

1. 川崎市市民葬儀とはどのような制度なのか。

- ① 川崎市市民葬儀（以下「市民葬儀」という。）とは、市は、市民福祉の見地から、市民が適正かつ低廉な料金で葬儀を実施することにより、市民の負担軽減を図ることを目的として、市としての葬儀規格を設け、市民葬儀取扱指定店（以下「指定店」という。）に協力いただき、市民の皆さまにご利用いただく制度となります。

2. 市民葬儀を利用した場合には、市から利用額の助成等があるのか。

- ① 市民葬儀について、市は葬儀の規格を設定しているのみとなります。そのため、市民葬儀を利用した場合に、市から利用額の助成等はありません。
- ② 市民葬儀の目的や基本方針、設定した葬儀規格料金及び内容にご協力いただける葬祭事業者指定店となっただき、市の設定した料金及び内容で葬儀を提供していただくことになります。

3. 市民葬儀の規格は、市内で最も安価な価格となっているのか。

- ① 市民葬儀の規格 A（一般葬）及び規格 B（火葬式）の料金については、市内葬祭組合等にご協力をいただきながら、市民の皆さまになるべく安価な価格でご利用いただけるよう設定しています。
- ② ただし、葬祭業は許認可業ではないことから、市が市内すべての葬祭事業者の葬儀料金を把握することはできません。そのため、葬祭事業者によっては、市民葬儀と同程度の規格内容においても、市民葬儀より安価な料金を設定している場合もございます。
- ③ 市民葬儀は、規格内容と料金をあらかじめ設定しているため、利用者の皆さまのご希望で追加することがなければ、規格料金で葬儀を行うことが可能なため、葬儀を行う場合の一つの目安にもなります。

4. 市民葬儀を利用した場合は、規格料金のみで葬儀のすべての費用がまかなえるのか（追加費用が発生することはないのか）。

- ① 市民葬儀の規格 A（一般葬）及び規格 B（火葬式）については、「川崎市市民葬儀のご案内」の基本料金に含まれる規格内容を記載しています。規格内容は、一般的に葬儀で必要となる内容は含まれていますが、例えば、遺体安置の日数と遺体搬送の回数・距離については、規格内容を超えた場合、追加で料金が発生します。その場合においても、指定店は事前に利用者の皆さまへ説明し、同意を得ておくことが必要となります。
- ② 規格内容に含まれていないもので、特別に追加したい内容がある場合は、追加費用を支払うことで、規格内容に追加することも可能です。その場合は、指定店へご相談いただき、見積書で追加費用をご確認ください。

5. 市民葬儀の規格内容に含まれているもので、利用しないものがある場合は、その分は減額となるのか。

- ① 市民葬儀の規格 A（一般葬）及び規格 B（火葬式）については、「川崎市市民葬儀のご案内」の基本料金に含まれる規格内容を記載しています。市民葬儀は、目的や基本方針、設定した葬儀規格料金及び内容にご協力いただける指定店において葬儀を提供しますが、基本料金は規格料金として設定しているため、規格内容の一部を利用されない場合でも、基本料金が減額となることはありません。

6. 市民葬儀はどの指定店に依頼しても、全く同様の内容で提供されるのか。

- ① 指定店は、市民葬儀の葬儀規格料金で規格内容の葬儀を提供することになります。
- ② 指定店は、規格 A を提供する場合には、市の仏式祭壇と生花祭壇のイメージに基づき、各指定店が所有する仏式祭壇や準備する生花祭壇が若干異なることもありますので、葬儀内容の詳細は、各指定店にご相談ください。